

綱 領

1. 吾々の権利を、守り、自由を尊重する。
2. 吾々の権利を、守り、自由を尊重する。
3. 吾々の権利を、守り、自由を尊重する。

日 赤 新 券

昭和66年
9月5日
発 行
第122号

発 行 所
日本赤十字新券組連合会
(日赤新券)
東京都港区浜松町2-2-14
KIビル802
TEL (03)433-3028
発行責任者
園部 順



63年度ベアなどを討議した第2回中央委員会 (8月21~22日)

63年度第2回中央委員会 並びに幹部研修会を開催

昭和63年度ベアを討議 熱心に講演「不当労働行為」を聴く

熱心に講演「不当労働行為」を聴く

八月二十一日、二十二日の両日、昭和六十三年度第一回中央委員会を幹部研修会が東京都「ゆづり」に於いて開催した。中、中央委員、単組代表、オブザーバー等六十余名の参加の下、盛大に開催された。

二十一日は午前中職能給について、議長に大久保文彦氏(八)いて黄金委員会を開き、午後は、中央委員会に入り、年末手当、二時より五時まで、明治大学法 等について審議された。

幹部名譽教授松岡三郎氏を講師に招き、「不当労働行為」について講演を受けた。

また、二十一日は九時より中 議、議長に大久保文彦氏(八)いて黄金委員会を開き、午後は、中央委員会に入り、年末手当、二時より五時まで、明治大学法 等について審議された。

主な内容は次のとおり、 幹部名譽教授松岡三郎氏を講師に招き、「不当労働行為」について講演を受けた。中央委員会は二十一日九時より執行委員長の挨拶を経て議事へ移行した。

八月二十一日、二十二日の両日、昭和六十三年度第一回中央委員会を幹部研修会が東京都「ゆづり」に於いて開催した。中、中央委員、単組代表、オブザーバー等六十余名の参加の下、盛大に開催された。

二十一日は午前中職能給について、議長に大久保文彦氏(八)いて黄金委員会を開き、午後は、中央委員会に入り、年末手当、二時より五時まで、明治大学法 等について審議された。

幹部名譽教授松岡三郎氏を講師に招き、「不当労働行為」について講演を受けた。

また、二十一日は九時より中 議、議長に大久保文彦氏(八)いて黄金委員会を開き、午後は、中央委員会に入り、年末手当、二時より五時まで、明治大学法 等について審議された。

主な内容は次のとおり、 幹部名譽教授松岡三郎氏を講師に招き、「不当労働行為」について講演を受けた。中央委員会は二十一日九時より執行委員長の挨拶を経て議事へ移行した。

六月十二日(十四日福島市) 報告、(四)飯山日赤赤心者研修会報告、(五)調査部六十三年度調査事項報告、(六)四週五休について、(七)四週六休について、(八)職能給について、(九)研修会について、(一〇)夏期手当について、(一一)夏期休暇について、(一二)組合掲示板について、(一三)四婦人部、(一四)全国婦人部代表者会議開催について、(一五)期日、十一月十三日、十五日、場所、西大津「志賀荘」、(一六)場所、(一七)支部(病院・血セ・支店・乳児院)、(一八)一般経過報告、(一九)講演「働く婦人の今後の心構え」、(二〇)六十四年度婦人部運動方針案、(二一)六十四年度婦人部役員について、(二二)他、十五日、配管湖ミシガン

コープ見学。 二、一般経過報告 五月九日 第一回中央委員会以降の経過報告 三、黄金委員会報告 (一)職能給について 報告事項については、二、三の質問の後、満場一致で承認された。

では配偶者のみ千円引き上げる ことになった。 二、年末手当について 扶養が配偶者でない場合も、従来とわたり配偶者と同様に引き上げるよう要求し継続交渉する こと決定された。

幹部研修会における 松岡教授の講演から 憲法は労働者の団結権、団体交渉権その他の団体行動をする権利を保障している。労組法は、これを行使するために、使用者がこれに干渉したり報復したりすることを禁止している。こうして不当な干渉・報復の行為を不当労働行為と定めています。

労働者は労働者の団結権、団体交渉権その他の団体行動をする権利を保障している。労組法は、これを行使するために、使用者がこれに干渉したり報復したりすることを禁止している。こうして不当な干渉・報復の行為を不当労働行為と定めています。

させる場合は、慎重に行なわなければならない。 労働法は、不当労働行為を禁止するに当たって、使用者がこれに反して不当労働を行なった場合には、労働者あるいは労働組合が労働委員会に申し立てることができることを定めている。 (組合が証拠を見つけない限りはならない)。そして27条では、そのような申し立てがあった場合、労働委員会はその事実を調査し、そのような事実があれば使用者に対して指導・命令を行ない、労働者・労働組合の救済を図ることとしている。



幹部研修会で講演する松岡三郎教授

八月二十一日の十四時より十七時にかけて幹部研修会が開催された。今回は講師として、明治大学名譽教授の松岡三郎先生を招き、「不当労働行為について」の講演を受けた。松岡先生は、この講演で、労働者の団結権、団体交渉権その他の団体行動をする権利を保障している。労組法は、これを行使するために、使用者がこれに干渉したり報復したりすることを禁止している。こうして不当な干渉・報復の行為を不当労働行為と定めています。

講演終了後、質問等があつたが、時間の過ぎるのを忘れるほどであった。

賃金委員会の報告

本年度第一回賃金委員会を八月二十一日(日)午前十一時より開催した。

出席者 青山圭一(本部) / 森下正(本部) / 藤部順(本部) / 大久保文彦(八) / 日赤 / 森本宏(岡山日赤) / 小沼英雄(茨城血セ) / 西井孝一(千葉血セ) / 谷山昭彦(岡山血セ)

我が日赤新券は、現行の給与体系に職能給を取り入れた新賃金体系を作ることを大会に於いて決定し、日赤新賃金委員会を中心に、過去十数年回にわたって検討を進めてきました。しかし、具体的には、昇格基準、人事考課、諸手当の見直し等の問題について、全組合員の理解を充分つかめない状態にあります。

そこで今回は職能給制度の更新等、新しい環境の中で導入している浅香山病院の賃金制度を参考に、基礎的な資料を作り、まずは中央委員、単組役員等によく勉強してもらい、理解してもらえようという説明を行った。そして全組合員にこの内容を理解していただくよう依頼した。

職能給の導入には、約二〇〇名前後、五十歳では五〇・六〇名位とするのが一般的である。

職能給とは、従業員一人ひとりに割り当てられた仕事(職務)を、どの程度の実績(努力)で遂行できたかという基準に基づいて、その能力の発展段階に応じて賃金を定めていくというものである。そのためには、職能給制度の導入が必要である。主観的評価や感情によって動かされたり、単なる推測で行動かされたり、単なる推測で行

わたるべきではない。すなわち、客観化された資料、情報に基づいて公正に行うことが最も重要となる。

適正で公正な個別賃金をあきらかにし、賃金に対する不満、不公平感をなくするために、賃金の決定基準を明確にし、誰にもわかりやすい、納得の出来るものにする必要がある。

賃行が重要であるので、四、五年行なっていないことを復活

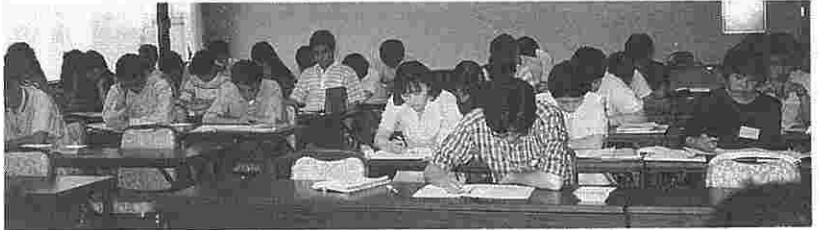


63年度全国婦人部代表者会議開催
日時 昭和63年11月13日(日)~15日(火)
場所 滋賀県大津市茶が崎1番2号 志賀荘



はて？何でしょう (まずは本分をどうぞ)

昭和63年度全国初心者研修会ひらく 「労働組合」について学ぶ



熱心に講義を聴く参加者のみなさん

昭和六十三年六月二十一日〜二十四日の四日、福島市飯坂町「ホテル・大島」において、梅雨の入りなのか、今ひとつはつきりしない天候の中、全国各地から数多くの参加により開催されました。

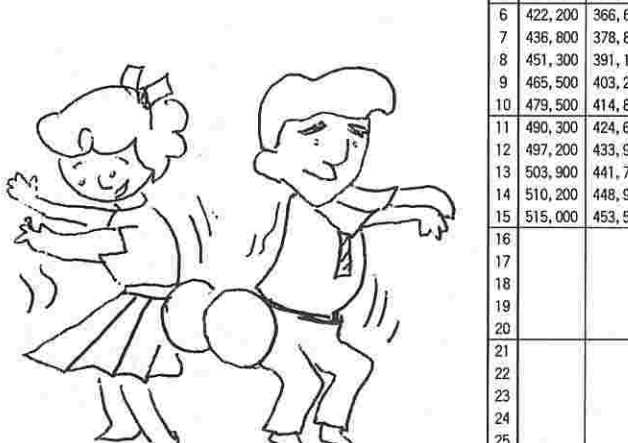
「綱領・規約」を休憩をはさんで約一時間行い、一七時に研修初日を終了しました。二日目は八時三十分より「労働組合」について学ぶ

かわるいでゆの里、古くから栄えた飯坂は、摺上川と赤川の分かれるあたり、緑に囲まれて開けた温泉郷です。

研修初日は、中央執行委員長の挨拶に続き、新労働歌を二回全員で斉唱した後、自己紹介が行なわれました。研修会のテーマである「労働組合とは」とゲームをとり入れ正午に講義を

勉強の合間にレクリエーションで息抜き
講義の合間にほんの一分少々、目的はあくまで気分転換と新陳代謝で、(その1)指体操右手、左手連った動作で速度はやくくり返す。(その2)フラダンス、ゴム風船を参加者一人ひとりの自由にくらませ腰につけます。

がパンパン、と破裂します。しかし最後は風船が多く残ったチームが勝つ、知ってか知らずか中にはほんの少しだけふくらませた人がいました。(その1) (その2)の時間は10分。(その3)美男美女全員集合！白い画用紙サイズB4、マジック(太)、ゴム紐を用意し、画用紙にゴム紐をつけ顔につけま



(その2) フラダンス

に書いていきます。最後はヘアースタイルは好み、出来あがったら自分のサインを入れ完了。さて審査会、男性五名、女性五名ずつ前並びポーズをとり

所要時間は四十分行。担当：青木 室内レクリエーションの最後は、厚紙で千代紙を使った手芸でメシ入れを作ってもらいました。

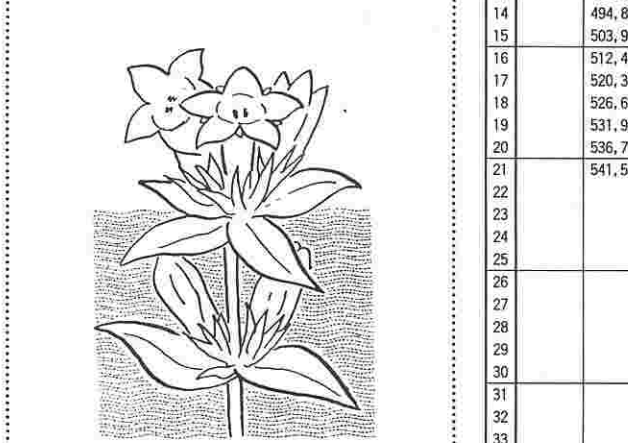


Table with two main sections: '一般職俸給表(一)' and '一般職俸給表(二)'. Each section contains columns for job grades (e.g., 特等級, A等級) and corresponding monthly wages in Yen.

Table with three main sections: '医療職俸給表(一)', '医療職俸給表(二)', and '医療職俸給表(三)'. Each section contains columns for medical job grades (e.g., 特等級, A等級) and corresponding monthly wages in Yen.

日本赤十字社 昭和63年度 新俸給表
*備考は従前どおりとする。